

企業会計基準委員会 御中

平成15 年4 月21 日

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成15 年3 月5 日付けで貴委員会より公表されました「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」により、固定資産の減損会計の適用につき、具体的な取扱いが明確になってまいりました。適用指針の公開草案を公表される前の段階で、今回検討状況の整理として中間報告が公表され、広くコメントを募集されるに至っている点について、減損会計の難しさ及び実務に与える影響の大きさに鑑み、手続きとして大変望ましいものと考えております。

検討状況の整理においては、減損の兆候を広く捉えることとする一方、実務面にも配慮された取扱いが随所に見受けられます。しかし、依然として、実際の適用時に疑問または混乱が生じられると思われる点、記載内容またはその根拠等が不明と思われる点がありましたので、検討状況の整理に対する私どものコメントとして、これらを別紙に取りまとめております。今後の検討におかれまして、ご配慮を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、今回のコメントは連名者の個人的な意見であり、これらの者の所属する監査法人等を代表しての意見ではありません。

敬具

公認会計士	安藤	通教
公認会計士	大川	圭美
公認会計士	太田	恵子
公認会計士	小川	勤
公認会計士	川上	尚志
公認会計士	坂本	浩之
公認会計士	袖川	兼輔
	中尾	哲也
公認会計士	那須	伸裕
公認会計士	望月	恵子

1 対象資産(2 項及び 3 項)

① 販売用不動産

棚卸資産に計上される販売用不動産については、減損会計基準の適用外となっている。販売用不動産については、原価法を採用している場合には 50%超の著しい下落が生じない限り強制評価減は実施されないことになる。一方で、固定資産に計上される不動産に対しては、減損の兆候として 30%の下落(11 項)があれば減損損失の認識・測定についての検討が必要とされ減損が認識される場合もありうることになる。棚卸資産と固定資産に計上される場合で、このような取扱いの差が生じないように整合性を考慮すべきと考えられるがどうか。

② 電話加入権

電話加入権のように、リファンドされる可能性が現実的にはほとんどないと考えられる資産について、現行の会計処理では費用化もされず、取得時の価額のまま貸借対照表価額に計上されている。これについては今回の減損会計の枠組みでは共用資産に属することが多いと考えられる。この結果、好業績・高収益の会社については、減損の認識の判定において損失が認識される可能性が低い一方、低業績・低収益の会社については、減損が認識される可能性がある。そもそも現実的に時価に近い評価額があり個別に取り出して売却可能であるが、取得価額がリファンドされる可能性がないと考えられる資産が、費用化されず、低収益に陥った場合にのみ損失が計上されるという処理には実務上違和感があると考ええる。電話加入権について、費用化もせず、評価減もされないという処理については、海外からよく質問される点であり、実務的に実態にあった処理がなされるべき分野であると考ええる。このような資産について、現在の枠組みとは別に、指針を提示していただきたいと考えるがどうか。

2 資産のグルーピング

① 「継続的収支把握単位」の合理性(4 項(1))

会社は「継続的に収支の把握がなされている単位」が合理的であることを十分に説明すべきであることを実務指針で明確にすべきではないか。例えば、「継続的に収支の把握がなされている単位」がいわゆる井勘定になっている場合に、それが現実的に「継続的に収支の把握がなされている単位」だから、という説明だけでより大きな単位で減損の判定がなされるのはおかしいのではないだろうか。会社は、合理的な理由（重要性も含めて）により収支の把握を行っていることを会計監査人、ひいては投資家に説明し、減損判定の基礎が合理的であることを示す必要があると考える。したがって、会社がどのように「継続的に収支の把握」を行っているかを適切な範囲で開示事項としてはどうか。

② 「相互依存的」の判断基準(4項(3))

4項(3)でいう「相互依存的」の判断基準が不明確である。「相互依存的」の例として4項(3)では、「例えば、市場や販売方法に類似性があり、生ずるキャッシュ・フローが反比例的または比例的」としているが、設例1-6では「D路線の輸送量の一部しかA路線も同時には使用しないので、相互依存的ではない」としている。同時に使用する一部の大きさによって相互依存的か否かが決定されるという理解でいいか。その場合どの程度なら相互依存的といえるのか。会社の収益管理の方法・意図、投資回収の単位を考慮すべきと考えられるがどうか。

③ 収支把握単位と固定資産が一对一ではない場合の取扱い

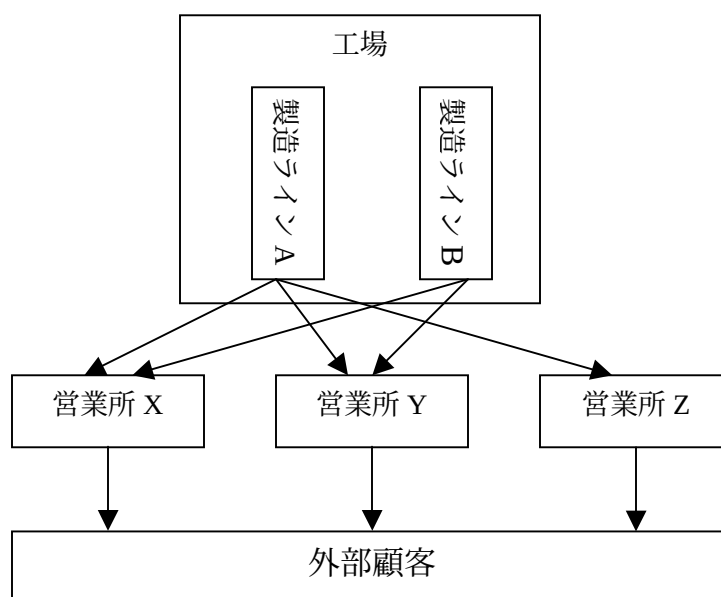
会社は「継続的に収支の把握がなされている単位」を決定した後、その対象となる資産を紐付けする必要がある。固定資産自体が移動する場合(車両、航空機等)の資産の紐付け、すなわちグルーピングについてはどのように考えるべきなのか。例えば、設例1-6、輸送業の例示を鉄道業と考えた場合、D路線とAおよびCの路線の電車は同じ車両が使用されている可能性も十分にありうる。その場合DおよびA、C路線の収支は特定できても対象の資産を特定できない場合もあると考えられる。またこの設例をバス路線と考えた場合、B路線まで含めて資産を共通して使用している場合もありうると考えられる。このような場合の取扱いについての指針が必要と考えられるがどうか。

④ 複数グルーピングからの選択

以下のような事例を想定した場合、資産のグルーピングは会社の収支管理状況及び意図、投資回収の方針をもって上記のいずれも採用される可能性があると考えていいか。

(例)

工場（自社所有）では製品 A、B を製造する製造ライン A と製造ライン B を保有する。製品 A と B は相互依存的ではない。また、製品 A、B を販売する地域別の営業所 X、Y、Z（自社所有）がある。営業所 X、Y では製品 A 及び B を販売、営業所 Z では製品 A のみを販売。営業所 X、Y、Z はそれぞれ異なる地域を対象としており、重複する部分はない。工場から営業所へは内部振替価格をもって振り替えられている。



考えられるグルーピング及びキャッシュフローの見積り方法は以下の通りと考える。

- 製品別にグルーピングする。工場から営業所への内部振替価格を用いて判定。営業資産は共用資産となる。
- 製品別にグルーピングする。営業所の外部への販売価格を考慮して判定（工場と営業所の内部振替価格も考慮するが結局相殺される）。営業費用は配賦される。
- 地域別にグルーピングする。営業所が独立しており、相互依存的でなく、収支が継続して把握されている場合。工場は共用資産となる。
- 製造ライン A、B 及び営業所 X、Y、Z それぞれを一つのグループにする。内部振替価格を用いて、それぞれの単位で判断する。

会社の収支管理状況及び意図、投資回収の方針をもって上記のいずれも採用される可能性があると考えてよい。

⑤ 法律等で併設が義務付けられる資産

建物の建設時や土地の購入時において、店舗や賃貸住宅の併設が法律上または契約上義務付けられているような場合に、併設部分を建物本体と同一の資産グループと考えてよい。

⑥ 独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産

資産のグルーピングでは、まず継続的に収支の把握がなされている単位が基礎となるとされている(4項(1))。絵画等美術品は通常の事業会社においては、キャッシュ・フローを生み出す単位とはならず、継続的に収支が把握されることもない。このような資産は共用資産として、当該会社自体が好業績・高収益の企業である場合には、例え資産の時価相当額が簿価の1割程度まで下落していたとしても、減損処理の対象とならない事態が生じることも想定される。このような事態は実務上違和感があると考えられる。会社の事業内容とは直接的・密接な関係がないと考えられる資産については、キャッシュ・イン・フローの寄与に直接的関係しないものも1つのグルーピング単位と認めるといった対応を考えて評価損を計上しやすくしてはどうか。

3 減損の兆候

① 営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス(8項)

8項では、減損の兆候として「営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている」場合を規定しているが、どちらを選択するかは企業の裁量に委ねられているという理解でよい。

減価償却費負担が大きく、営業損益ではマイナスとなっているがキャッシュ・フローでは大きくプラスとなっているような場合、会社はいずれかを予め選択しておいて減損の兆候の判断とすることができるのか。

期間について指針を提示する際には、いずれを優先するかを特定した方がいいのではない。通常の場合は、営業活動から生ずる損益の方を使用する方が妥当と考えるがどうか。

4 減損損失の認識の判定

① 将来キャッシュ・フローの算定(14項)

14項(3)において、「資産グループ中の主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合には、主要な資産の経済的残存使用年数経過以降に見込まれる将来キャッシュ・フローに基づいて、当該経済的残存使用年数経過時点の主要な資産以外の構成資産の回収可能価額を

算定し、主要な資産の経済的残存使用年数経過時点までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する」とある。

- 主要資産以外のその他の構成資産の回収可能価額とは、正味売却価額のみを意味するのか。使用価値も想定しているのか。
- 使用価値を想定しているとする、主要な資産からは独立してキャッシュ・フローが算定できるということであり、資産のグルーピングでいう「他の資産のキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位(4項)」に矛盾することにならないのか。
- 使用価値を想定する場合には、主要な資産を再投資することを考慮するというのか。その場合には、具体的に計画されていない追加投資を考慮に入れる可能性が高く、計画されているもののみを反映することと矛盾するのではないか。

② 経済的残存使用年数(15項)

15項なお書きでは、「資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が、当該資産の減価償却計算に用いられている税法耐用年数に基づく残存耐用年数と著しい相違がある等の不合理と認められる事情のない限り、当該税法耐用年数に基づく残存耐用年数を経済的残存使用年数として用いることができると考えられるかどうか」とある。

このような記載では誤解を招きやすく、税法耐用年数は原則のように感じられる。経済的使用年数というからには、原則として投資の意思を決定した際の回収期間を採用すべきと考えられるかどうか。この回収期間が税法耐用年数と乖離がないと考えられる場合には、税法耐用年数を使用することができるとすべきと考えられるかどうか。

5 回収可能価額の算定、将来キャッシュ・フロー、割引率

① 見積が乖離するリスクをキャッシュ・フローへ織り込む方法(27項)

27項では「見積られる将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる必要がある」とあるが、見積が乖離するリスクをキャッシュ・フローに織り込むには、具体的にどのような方法が考えられるのか、例示していただきたい。

② 割引率に織り込むリスク

27項では見積が乖離するリスクを「実務上は、割引率に反映させる場合が多く」とあり、30項では「将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合、使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映したものとなる」とある。

見積りが乖離するリスクをキャッシュ・フローに織り込めないのであれば、最頻値法でも期待値法でも、現実的にとりうるのは割引率にリスクを織り込むということになるのか。米国基準 FASB 基準書第 144 号では、望ましい方法とされている期待値法を取った場合の事例ではリスクをキャッシュ・フローに織り込めない場合であっても、無リスク利率となっている。日本基準ではこのような考え方はとらず、キャッシュ・フローを見積るためにどちらの方法を使用した場合であっても、割引率側にリスクを織り込むことになるのか。

(参考) FASB 基準書第 144 号 Example 4 脚注 29

この事例では、市場リスク割増しの信頼できる見積もりは入手できない。FASB 概念書第 7 号「会計上の測定中のキャッシュ・フロー情報及び現在価値の使用」第 62 項は、次のように述べている。

公正価額の見積りには、市場参加者がキャッシュ・フローの不確実性に耐えるために受け取ることでできる価格－リスクの修正－が識別でき、測定でき、又重要である場合には、当該金額を含めるべきである。恣意的なリスクの修正、又は市場の情報との比較により評価できないものは、測定に正当化できない偏向を導入する。他方、（市場参加者がそれを含めることが明瞭である場合に）リスクの修正を除外することは、公正価額を忠実に表現する測定値を生み出さないであろう。リスクの修正を見積もるには、行列価格価格決定、オプション修正スプレッド・モデル、及び基本分析を含む、多くの技法がある。しかし、多くの場合には、市場リスク割増しの信頼できる見積りは入手できないであろうし、又はその金額はキャッシュ・フロー見積り中の潜在的測定誤差に比較して小さいであろう。そのような場合には、無リスク利率により割り引いた予測キャッシュ・フローの現在価値が、状況のもとにおける公正価額の最良の入手できる見積りであろう。

③ 使用価値算定のための割引率(30 項)

使用価値算定のための割引率について、イールドカーブを考慮せずに各年度一つの割引率を用いる方法、または複数の割引率（通常の割引率と最終還元利回り等）を用いるという方法、いずれも認められるという理解でよい。

④ 使用する割引率について

国際会計基準 36 号パラグラフ 48 から 56 の記載では、割引率は貨幣の時間価値と当該資産に固有なリスクについての現在の市場評価を反映した税引前の利率でなければならないとある。また、使用する割引率の優先順位について、まず資産に固有の利率を市場から直接入手できる場合にはその利率、できない場合には、代替的に当該企業の加重平均資本コスト、追加借入金利率、その他の市場借入金利率をベースに(パラグラフ 51)、修正を加える(パラグラフ 52)こととしている。

今回の「検討状況の整理」では、上記の国際会計基準と同様の考え方を採っているのか、もしくは、市場の評価をベースにしない当該企業固有の利率(収益率や

個別企業の加重平均資本コスト)を原則とし(30 項(1)及び(2))、これらが入手できない場合に代替的に市場の評価をベースにした収益率(30 項(3))を使用できることとしているのかを明確にしていきたい。

後者の場合、割引率は当該企業の資本構成及びその資産の購入資金の調達法とは無関係である(国際会計基準 36 項パラグラフ 54)とする考え方との整合性について説明が必要と考えられるがどうか。

⑤ ハードルレート

設例 5 の(2)考え方の記載において、「ハードル・レート(前提:7%)については、設定時に目標数値等が織り込まれており、当該上積部分が 2%であったとすれば、当該 2%を差し引いた 5%を割引率として用い使用価値を計算することが考えられる」とある。

ここでいう目標数値とはどのようなことを示しているのか。

目標数値が乖離リスクの一部をあらわしているのであれば、差し引いてはいけな

いと考えられるがどうか。

目標数値の妥当性については、どのように考えればいいのか。

③ 間接支出の配分(28 項)

28 項で間接支出の配分について、原価計算基準やセグメント情報の開示に関する会計手法に準ずるとされているが、間接支出は全額配分するのか、もしくは合理的な配分基準があるものに限り配分するのかを明示していただきたい。

6 共用資産

① 共用資産の配分の基準

共用資産の帳簿価額を資産又は資産グループに配分する場合の「合理的な基準」(32 項(1))とは、具体的にはどのようなものを指すのか、具体例を示していただきたい。

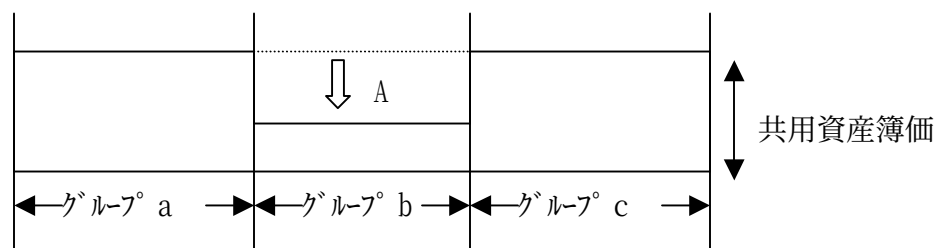
② 共用資産配分後の数値

共用資産の帳簿価額を資産又は資産グループに配分するという選択的方法によった場合、共用資産の減損損失認識後は、減損損失を控除した帳簿価額(切放法による)に基づいて、翌年度以降の配分を行うことになるのか。その配分後の数値に意味があるのか。以下のような例が想定されるがどうか。

例：

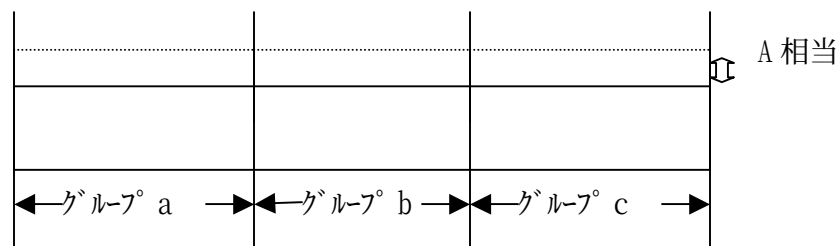
共用資産を各グループ資産に配分した結果、グループ b への配分相当についてのみ、減損損失が計上された。A の部分が減損損失計上により、簿価が切り下げられた。

(図 1)



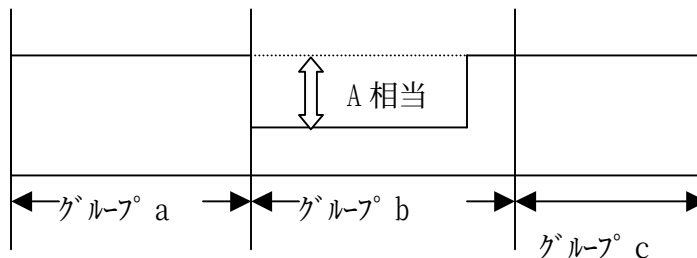
翌年度においては、共用資産を a,b,c の各グループに配分する場合には、前年度の上記の図 1 の状況から配分を開始するのか、以下図 2 のように切り下げた A を控除した金額を各グループで平準化した数字で配分を行うのか。明確にしていきたい。

(図 2)

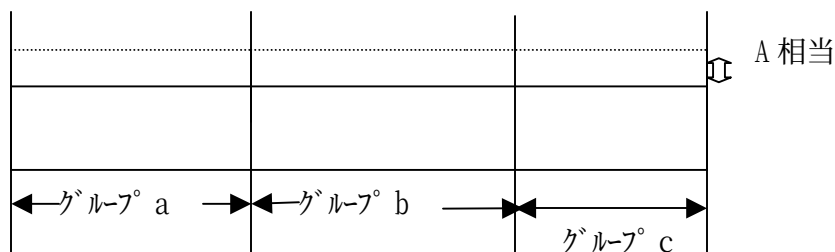


共用資産の配分方法は変えないものの、配分の基礎となる数値(例えば、従業員数等)に変化があるために、各グループへの配分割合が変化する可能性がある。このとき、減損損失累計額控除前の減価償却控除後の価額を配分した上で、過年度において減損損失を認識した資産グループに減損損失累計額を全額負担させるのか(図3)。または、減損損失控除後の帳簿価額を各資産グループに配分するのか(図4)を明示していただきたい。

(図3)



(図4)



③ 複数の収支把握単位と共有資産部分を含む建物についてのグルーピングの考え方

以下のような事例を想定した場合、どのように考えるべきなのか。

(例)

小売業を営む会社が5階建本社ビル（土地は自社所有）の1フロアに本業である小売の店舗、1フロアに本社(共有資産)、残り3フロアは賃貸というように利用している場合で、賃貸に減損の兆候が認められる。

- 全体として一つの資産（グループ）と考えてよいか。各フロアごとに異なる資産（グループ）と考えることになるか。
- 将来当該ビルの使用目的として、小売部分を増やすか賃貸部分を増やすか共用部分を増やすかについては確定していないが、使用目的の変更が中・長期に想定されている場合に、どのように考えるのか。
- 原則的方法として、各フロア毎のキャッシュ・フローを計算し合計キャッシュ・フローを全体の減損損失の認識・測定に用いることとし、選択的方法として各フロア毎にキャッシュ・フローを算定し、フロア毎の減損損失の測定に用いるということになるか。原則的方法の場合には、本社フロアについては、配賦等によりキャッシュ・フローを算定する方法、代用家賃による方法のいずれも認められるか。なお、選択的方法によると、配分の結果また共有資産の減損損失認識後の翌年度以降の配分の問題（上記6-②参照）が生ずると考えられるがどうか。
- 会社の収支管理状況及び意図、投資回収の方針をもって上記のいずれも採用される可能性があると考えてよいのか。

④ 共有資産の原則法による減損損失の認識・測定(設例6)

共有資産の減損損失が、正味売却価額を上回る場合に、資産グループへの配分が必要となるが、設例では、各資産グループの回収可能価額が容易に入手できないと仮定して、各資産グループの減損認識後の簿価で配分している。その結果、個別資産レベルで減損対象となり、すでに回収可能価額まで減損処理をされているCグループへも追加減損損失が配分され、Cグループの減損処理後の簿価は回収可能価額を下回っているが、この処理でよいのか。

また、設例ではCグループに配分せず、A及びBのみにそれぞれの簿価で配分することもできるとあるが、会社がどちらの方法をとるのかを選択できるのか。これについては設例でのみ言及するのではなく、本文(31項(5))においても言及されるべきであると考えられるがどうか。

共有資産を加えることにより追加された減損額については、各資産グループの回収可能価額を下回らないように配分すべきであると考えられるがどうか。

また、設例には回収可能価額が容易に入手できる場合の例示も明記していただきたい。

7 その他

① 中間会計期間の取扱い(41 項)

41 項では、「中間会計期間において減損処理を行った場合には、年度決算までに資産又は資産グループに新たな減損の兆候があり追加的に減損損失を認識すべきであると判定される場合を除き、年度決算において、中間会計期間を含む事業年度全体を対象として改めて会計処理を行う必要はないと考えられる」とあるが、これは、期末において改めて判定・会計処理することを禁止するものなのか。例えば、中間の時から状況が大きく変わり減損が完全に回復したと考えられ、戻入れが生じるようなケースも考えられるが、そのような場合、期末において中間時の会計処理を戻し、期末時点で改めて判定することは認められないと解することになるか。取り扱いを明確化していただきたい。

② 減損実施後の減価償却

資産グループで認識された減損について、どのレベルまで各資産に配賦することが求められるのか。実務上の負担を考慮すると、貸借対照表の科目区分(建物、機械、等)で配賦し、その後の減価償却は、科目区分での平均残存耐用年数の加重平均で計算する等も考えられるが、どうか。

③ 簡便法の設定

実務上の負担を考慮して、簡便法を認めてはどうか。
その場合には、会社単位での原則法と簡便法の適用を認める方法と、会社内部で重要性に基づいて一部には簡便法を認めるという方法があるが、どうか。
簡便法の例としては、土地等について、その土地の属する資産グループに減損の兆候があり、市場価額（含、適切に市場価格を反映していると考えられる指標の使用）が帳簿価額の 50%超下落している場合に、その差額を減損損失とするといった方法も考えられるのではないだろうか。

以上